



## 中小企業の会計指針を検討

制度調査部

吉井 一洋

6月までに報告書

### 【要約】

2005年3月23日、日本公認会計士協会（JICPA）、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（ASBJ）は、『「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会』を設置することを公表した。

検討委員会では、会計参与制度の導入に備え、中小企業庁、日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会の三団体から公表されていた中小企業の会計に関する報告を統合化する。

検討委員会は6月を目途に報告書をまとめる。時価会計や固定資産の減損会計などについては、公開企業や大会社に比べ簡便的な処理が認められるものと予想される。

### 1. 中小企業の会計処理の現状

中小企業でも商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表）を作成する義務はあるし、株式会社や有限会社であれば、取締役が計算書類（貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分案）とその附属明細書を作成し株主総会・社員総会の承認を得る必要がある。これらは「公正なる会計慣行を斟酌して」作成しなければならない。したがって、本来であれば、中小企業であっても、上場会社等の有価証券報告書提出会社や大会社と同じ、一般に公正妥当と認められる会計基準（GAAP）を適用すべきところである。

しかしながら、中小企業の場合は、商業帳簿や計算書類に対して公認会計士や監査法人といった外部の会計監査人による監査が義務づけられていない。株式会社であれば監査役の監査は義務づけられているが、監査役は公認会計士等の資格を有している必要は無く、会計基準に精通しているわけではない。

中小企業でも、株式会社の場合は、貸借対照表の公告が義務づけられており、公告しない場合は100万円以下の過料に処される。しかし、現実には、大半の中小企業は、貸借対照表の公告を行ってこなかったのが実状である。

さらに商法では、GAAPとは異なる会計処理の選択（有価証券について時価ではなく原価評価の選択を認めるなど）を認めている。

以上を踏まえると、現実には、中小企業の場合は、上場会社等と同等の会計基準（GAAP）は適用されてこなかったものと思われる。

外部の者で、中小企業の財務内容を実際にチェックしているのは、税理士などである。したがって、中小企業の場合は、GAAPではなく法人税法関連の規定が会計基準の役割を果たし、これに従った会計処理が行われているのではないかと推察される。

## 2. 三つの報告書

2002年4月以降、インターネットによる決算書類の公開が認められたことを契機に、各種団体が以下のとおり、中小企業の会計に関する報告等をまとめている。

中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」（2002年6月公表、2003年11月改訂）

日本税理士会連合会「中小会社会計基準」（2002年12月）

日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（2003年6月）

上記の各報告の主要な相違点は6ページ以降の表で示している。各報告は、互いに連携して作成されたものではないため、内容が統一されているわけではない。それぞれ共通する部分も多いが、異なっている部分もかなりある。

例えば、中小企業（中小会社）の定義も、異なっている。の中小企業庁の報告書では商法特例法上の小会社（資本金1億円以下の株式会社）を対象としているが、の日本税理士会連合会やの日本公認会計士協会（JICPA）の報告書では、商法特例法上の大会社（資本金5億円以上または負債が200億円以上の会社）やみなし大会社、証券取引法適用会社以外の会社（有限会社等を含む）を対象としている。

上記の各報告は、適用が強制されるものでもない。しかし、銀行が融資に対するリスク管理を厳格化していく中で、上記の各報告を活用する例も出てきている。例えば、中小企業の計算書類がの日本税理士会連合会の「中小会社会計基準」に基づき作成されたかを所定のチェック・リストに基づいて税理士にチェックをしてもらい、当該チェック・リストを提出した中小企業に対し、融資の条件を一部緩和するローンを導入している銀行も出てきている。

## 3. 会計参与制度の導入と検討委員会の設置

2005年3月23日、日本公認会計士協会（JICPA）、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（ASBJ）は、『「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会』を設置することを公表した。

現在、通常国会に提出されている会社法現代化の法案では、「会計参与」の創設が盛り込まれている。「会計参与」とは、取締役等とともに計算書類等の作成に携わる者であり、公認会計士又は税理士等の資格を有している必要がある。株式会社は定款で定めれば会計参与を設置できる。

このような有資格者が計算書類の作成に携わることで、中小企業の計算書類の適正さが確保される。これにより、中小企業の計算書類の信頼性が向上し、金融機関の中小企業への融資等が円滑に行われることにつながることを期待されている。

『「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会』は、会計専門職である会計参与が計算書類の作成に携わる際に、根拠とすべき会計の指針となることを目的として、2で述べた～の3つの報告書を統合化するために設置された。検討委員会には、日本公認会計士協会（JICPA）、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（ASBJ）といった関係諸団体の代表に加え、学識経験者が委員として審議に参加し、関係省庁である中小企業庁、金融庁、法務省がオブザーバーとして参加する。メンバーの詳細は以下のとおりである。

### 「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会委員（敬称略）

委員長	安藤 英義	一橋大学大学院商学研究科教授
	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	藤沼 亜起	日本公認会計士協会会長
	森 金次郎	日本税理士会連合会会長
	篠原 徹	日本商工会議所常務理事
	斉藤 静樹	企業会計基準委員会委員長

## (オブザーバー)

相澤 哲	法務省民事局参事官
池田 唯一	金融庁総務企画局企業開示参事官
平井 裕秀	中小企業庁事業環境部財務課長

検討委員会では、統合化に当たって以下の事項を確認している。下記(5)にあるように、2005年6月に報告書の公表を目指している。5月頃には、報告書の公開草案が公表される模様である。

- (1) 会計参与が拠るべき会計の指針の統合化の作業であり、中小企業会計基準の設定作業ではないこと
- (2) 統合化された指針に明記されない特定の会計上の問題で重要性がある場合には一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を参考しつつ処理を行うこと
- (3) 会計参与を設置しない会社(監査証明を受ける会社を除く。)においても、統合化された指針の適用が期待されること
- (4) 統合化された指針は、各団体所定の手続きを経た上で、各団体が公表した報告書に取って代わること
- (5) 統合化作業は、草案を公開し広く意見を求めた上で、本年6月公表を目途に行うこと

検討委員会が公表する予定の報告書はあくまでガイドライン的なものであり、会計基準としての性格を有するものではない。しかし、会計参与を設けた中小企業の場合は、完成した報告書に基づいて会計処理を行うことが一般的になることが予想される。会計参与を設けない会社に対しても、金融機関が融資あるいは融資の優遇の条件として、最終報告に基づく財務諸表の作成を求めていく可能性がある。これらを通じて、最終報告がデファクトスタンダード(実務上の標準)となっていくことが予想される。

#### 4. 今後の方向性

##### (1) 2つの考え方

中小企業の会計基準については、次の2とおりの考え方がある<sup>(注1)</sup>。

- a. 会計基準は、会社の規模等に関係なく、あくまで一つとすべきだが、中小企業にはその特性<sup>(注)</sup>を考慮して、簡便法等の適用を認める。…シングルスタンダード+簡便法方式
- b. 有価証券報告書提出会社や大会社に適用される一般に公正妥当と認められる会計基準(GAAP)の他に、これらと異なる認識及び測定(計上・評価等の考え方)の基準を含んだ、中小企業特有の会計基準を別個に設定する。…ダブルスタンダード方式

(注1)2の のJICPAの「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」に基づく。

(注2)JICPAの「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」では、中小企業の特性として、「日常の記帳事務や決算作業に投入できる人員や経済的負担能力には限界があり、したがって、内部統制もあまり整備されていない」ことを挙げている。

上記a,bの方式は、GAAPの会計処理とは異なる例外的な会計処理を認めるという点では同じだが、aのシングルスタンダード+簡便法方式は、異なる会計処理を認める場合でも、コスト・ベネフィットや重要性などを勘案し、許容しうる範囲でのみ認めるという点で、bのダブルスタンダード方式とは異なる。

2で述べた三つの報告のうち、 のJICPAの「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」は、aのシングルスタンダード+簡便法方式を採用している。これに対して の中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」や の日本税理士会連合会「中小会社会計基準」は、どちらかと言えばbのダブルスタンダード方式を支持していると思われる。

検討委員会の報告書は正式な会計基準ではないが、ガイドライン的なものとしてある程度の規範性を持たせることを想定している。したがって、正式な会計基準設定主体である ASBJ には、議論に参加してもらう必要があった。ASBJ は、一国の会計基準は一つであるべきというシングルスタンダードの考え方に立っており、検討委員会の立ち上げに当たって、この考え方を基本に据えることを参加の条件としていた。したがって、検討委員会の報告書も、シングルスタンダードの考え方を基本にとりまとめられるものと予想される。

ただし、中小企業の会計処理を、有価証券報告書提出会社及び大会社と完全に一致させるのであれば、中小企業の会計基準を別途検討する意味はない。コスト・ベネフィットも踏まえ、会計基準の認識・測定の考え方から逸脱しない範囲や重要性がないとして許容できる範囲で、中小会社にどの程度の簡便的な会計処理が認められるかが検討されるものと思われる。

即ち、上記 a, b の方式でいうと a のシングルスタンダード + 簡便法方式が採用されるものと考えられる。

## (2)重要な項目の方向性

### 時価評価

#### 売買目的有価証券

有価証券のうち、「売買目的有価証券」については、2 で述べた三つの報告とも、時価評価し評価損益を計上することとしている。法人税法でも同様の取扱いをしている。したがって、検討委員会の報告書でも、この考え方は維持されるものと思われる。

ただし、「売買目的有価証券」の範囲の決定方法が問題となる可能性はある。金融商品の GAAP である金融商品会計基準の実務指針では、「売買目的有価証券」を保有する場合、有価証券の売買を業としている旨を定款に記載し、トレーディングを日常的に行う独立の専門部署(関係会社・信託を含む)で当該有価証券を保管・運用することが望ましいとしている。ただし、定款への記載や専門部署が無くても、有価証券の売買を頻繁に繰り返している場合は「売買目的有価証券」に該当することとしている。これに対して、中小企業において現実に会計基準的な役割を果たしている法人税法では、売買目的専門の担当者により取得された有価証券や短期売買目的で取得した旨を帳簿書類に記載した有価証券を「売買目的有価証券」としている。したがって、中小企業の場合、実態は「売買目的有価証券」であるにもかかわらず、専門の担当者がおらず、勘定科目も区分していないことを理由に「売買目的有価証券」として取り扱っていないケースが多いのではないかと推察される。

2 の三つの報告書のうち、「売買目的」の範囲の決定方法について述べているのは の JICPA の報告だけである。当該報告では、中小企業の場合、金融商品会計基準及び実務指針を原則としつつ、「売買目的」か否かの判断を経営者の意図を基礎として簡便に行うこととしている。この考え方は、実務的には、法人税法の考え方に近いと思われる。中小会社では専門の担当者を設けるケースは少ないと思われるので、実際には、帳簿上「売買目的」として区分経理した有価証券を「売買目的有価証券」として取り扱うことになると考えられる。

検討委員会の最終報告も、JICPA の報告と同様の考え方が採用される可能性がある。しかし、その場合でも、売買を頻繁に繰り返している有価証券については、経営者が帳簿上「売買目的」に区分していなくても、「売買目的有価証券」として取り扱うよう求められる可能性は残されている。金融商品会計基準等の考え方により近づけるならば、このような取扱いとなる。

#### その他有価証券

金融商品会計基準等に従えば、「その他有価証券」は時価評価するのが原則となる。ただし、中小企業に対しては、実務上の負担などに配慮して「その他有価証券」の時価評価を免除することが考えられる。

2 の三報告のうち、 の中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」、 の日本税理士会

連合会「中小会社会計基準」は時価評価と原価法等のいずれの選択も可能としている。

これに対して、2のJICPAの報告は、金融商品会計基準等を原則としつつ、中小企業の場合は簡便法として、評価差額の金額に重要性がない場合に時価評価を免除することとしている。中小企業の場合、時価のある有価証券を多額に保有するケースは少ないと考えられるというのが、このような簡便法を認めている理由である。

、は複数の会計処理の選択を認めているのに対し、はあくまで金融商品会計基準等の適用を原則としつつ、簡便法として時価評価を免除するという考え方である。シングルスタンダード+簡便法というスタンスに基づいた場合、2のJICPA方式がベースになることが予想される。

### デリバティブ

デリバティブについては、2で述べた三つの報告とも、時価評価し評価損益を計上することとしている。ただし、ヘッジ目的のものにはヘッジとしての処理を認めている。法人税法も同様である。したがって、検討委員会の報告でも、この考え方は維持されよう。

シングルスタンダード+簡便法というスタンスに基づいた場合、ヘッジ会計については、金融商品会計基準等の適用を原則としつつ、例えば、ヘッジとしての指定や有効性評価などに関しては、中小企業に対する簡便的な方法を認めることになるのではないかと予想される。

### 固定資産の減損会計

固定資産の減損会計については、2の三つの報告のうち、その適用の有無について述べているのは、2の中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」のみである。当該報告書では、固定資産の減損会計について「その採用を義務とする必要はない」とした上で、「税法も参考としつつ、物理的減損や機能的減損のみを対象とすると解されてきた従来の商法の枠組みの中で減損額等の判断を行うべき」としている。

2の2の日本税理士会連合会「中小会社会計基準」では、固定資産の減損会計の適用について直接の記述は無い。予測できなかった機能低下及び物理的減損により資産価値が下落した場合や市場価格の下落により資産価値が著しく下落した場合に、時価まで評価減することとしている。2の2のJICPAの報告では、固定資産の減損会計の適用について全く記述が無い。

シングルスタンダード+簡便法というスタンスに基づいた場合、中小会社といえども、基本的には固定資産の減損会計を適用することになると思われる。2のように「減損会計を義務づけない」方法をそのまま採用するのは難しい。しかし、減損会計を適用するには、対象となる資産グループの将来キャッシュ・フローや割引率、正味売却価額の見積もりが不可欠である。中小会社においてそのような見積もりを行うことは困難であると思われる。したがって、このような点を配慮した簡便法が設けられるのではないかと予想される。

### キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、証券取引法適用会社には作成が義務づけられているが、商法適用会社には作成が義務づけられていない。2の三つの報告書でも、いずれもキャッシュ・フロー計算書の作成を義務づけてはいない。検討委員会は、三つの報告書を統合化を目的としていることから、その報告書においても、キャッシュ・フロー計算書の作成は義務づけられないものと思われる。

しかし、銀行等の金融機関の場合、最も関心があるのは融資先企業の資金繰りである。仮に検討委員会の報告書でキャッシュ・フロー計算書の作成が任意とされたとしても、例えば会計参与を設けた中小企業に対して、キャッシュ・フロー計算書の作成を求めていく可能性はある。

中小企業の会計に関する三団体の報告比較表

報告書名	中小企業の会計に関する研究会報告書	中小会社会計基準	中小会社の会計のあり方に関する研究報告
作成団体	中小企業庁	日本税理士会連合会	日本公認会計士協会
対象会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商法特例法上の小会社（資本金 1 億円以下の株式会社）で株式の公開を当面目指していない会社を対象とする。</li> <li>・ 公開会社、商法特例法上の大会社の子会社は対象外とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の会社以外の会社（有限会社、合名会社、合資会社等を含む）</li> <li>・ 証券取引法の適用を受ける会社</li> <li>・ 商法特例法上の大会社（資本金 5 億円以上又は負債が 200 億円以上の株式会社）</li> <li>・ 商法特例法上のみなし大会社（資本金 1 億円超で、定款に会計監査人監査を受けることを定めた株式会社）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商法特例法上の大会社以外の会社<sup>1</sup>。ただし、次に該当する中小会社で、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠しているものを除く</li> <li>ア．みなし大会社</li> <li>イ．証券取引法上の監査対象会社</li> <li>ウ．株式公開を予定している会社</li> <li>エ．商法監査に準ずる監査として任意監査を受けている会社</li> <li>オ．証券取引法上の連結財務諸表作成会社の子会社又は持分法適用会社として会計監査を受ける会社</li> </ul>
個別の会計処理			
有価証券			基本的には金融商品会計基準に従う。
売買目的有価証券	時価評価し、評価損益を損益計算書に計上する。	時価評価し、評価損益を損益計算書に計上する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時価評価し、評価損益を損益計算書に計上する。</li> <li>・ 売買目的か否かの判断は、経営者の意図を基礎として行うことができる。このため事務的な煩雑さを伴わずに比較的容易に売買目的か否かを判断できる。</li> </ul>
売買目的以外の有価証券			
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場価格のある有価証券は、原価法、低価法又は時価で評価できる。</li> <li>・ 取得原価は総平均法、移動平均法等一般に認められる方法による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原価法で評価が原則。ただし市場価格のある有価証券は、時価評価も可能。</li> <li>・ 子会社株式は原価法</li> <li>・ 取得原価は総平均法又は移動平均法による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他有価証券</li> <li>・ 時価のある有価証券は時価評価（評価差額は資本の部に直接計上<sup>2</sup>）が原則。</li> <li>・ ただし、評価差額に重要性が無ければ、時価評価を要しない。</li> </ul>

報告書名	中小企業の会計に関する研究会報告書	中小会社会計基準	中小会社の会計のあり方に関する研究報告
売買目的以外の有価証券 強制評価減	<ul style="list-style-type: none"> <li>原価法を採用した場合において、時価が取得原価より著しく低い時は、将来回復の見込みがある場合を除いては、時価で評価しなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原価法を採用した場合において、時価が取得価額より著しく低いときは、将来回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価で評価しなければならない。</li> <li>市場価格のない有価証券について、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をしなければならない。</li> <li>「著しく低いとき」とは、例えば、時価が概ね50%以上下落した場合をいう。「発行会社の資産状態が著しく悪化したとき」とは、例えば、1株あたりの純資産価額が概ね50%以上下落した場合をいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場価格のある有価証券について時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価で評価しなければならない。</li> <li>市場価格のない有価証券について、その発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、相当の減額をしなければならない。</li> <li>「著しく下落」、「著しい低下」については、法人税法と同じ判定基準を採用できる。市場価格のある有価証券については、時価が帳簿価額の概ね50%相当額を下回り、近い将来その回復が見込まれない場合をいう。</li> </ul>
デリバティブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>時価評価し、評価損益を損益計算書に計上する。</li> <li>専らリスクヘッジを目的とするものについては、ヘッジ対象と一体で評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時価評価し、評価損益を損益計算書に計上する。</li> <li>専らリスクヘッジを目的とするものについては、ヘッジ対象と一体で評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時価評価し、評価損益を損益計算書に計上する。</li> <li>ヘッジ目的と認められる場合は、ヘッジ会計を適用できる。</li> <li>ヘッジ目的と認められるための事後テストは、6ヶ月に1度ではなく期末時(1年ごと)に行うことも認められる。</li> </ul>
固定資産の減損会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>減損会計基準の採用を義務付けていない。</li> <li>物理的減損や機能的減損のみを減損の対象とする(税法も参考しつつ、商法の枠組みの中で判断)</li> <li>自主的な判断で減損会計基準を採用する場合は、恣意性を排除できるような形で行うことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減損会計基準の採用について直接の記述は無い。</li> <li>以下の場合、帳簿価額と時価との差額について減損額を控除しなければならない。            予測できなかった機能低下及び物理的減損により資産価値が下落した場合            市場価格の下落(取得価額の概ね50%以上下落したとき)により資産価値が著しく低下した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特段の規定無し</li> </ul>

報告書名	中小企業の会計に関する研究会報告書	中小会社会計基準	中小会社の会計のあり方に関する研究報告
退職給付会計 (確定給付型)	自己都合期末要支給額のうち、将来の在職年数等を考慮した現在価値と考えられる金額について、企業の実態に応じて退職給付引当金を計上するか、退職給付債務から年金資産等を控除した額を計上する。	自己都合等による期末要支給額のうち、将来の在職年数等を考慮した現在価値と考えられる金額から年金資産を控除した残額を会社の実態に応じて退職給付引当金として負債計上する。	退職給付会計基準の実務指針で定める簡便法(従業員数 300 人未満の企業が適用可能)で退職給付債務を算出する。 退職一時金...以下のいずれかによる。 ア・退職給付会計適用初年度の退職給付債務と自己都合要支給額の比率を、期末自己都合要支給額に乗じて計算する。 イ・期末自己都合要支給額×昇給率の係数×割引率の係数 平均残存勤務期間に応じた係数 ウ・期末自己都合要支給額 企業年金...以下のいずれかによる。 ア・退職給付会計適用初年度の退職給付債務と責任準備金額の比率を、直近の責任準備金額に乗じて計算する。 イ・在職従業員について イ又はウの方法により計算した金額と、年金受給者及び待期者の直近の責任準備金の合計額 ウ・直近の責任準備金の額
税効果会計	会社の状況に応じて、金融機関や取引先との関係も踏まえた上で、必要な場合には採用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時差異等の重要性が低い場合には、税効果会計を採用する必要はない。</li> <li>繰越欠損金等に関する繰延税金資産の回収の確実性が疑問視される場合には、繰延税金資産を計上しないこととする。</li> <li>その他会計処理上、重要性のある場合には、税効果会計を採用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として税効果会計を適用するが、一時差異等に重要性がない場合は、税効果会計の適用を省略できる。</li> <li>税効果会計の注記を省略できる。</li> <li>繰延税金資産の回収可能性の判断について簡便的な判断基準による。</li> </ul>
研究開発費会計(発生時の費用計上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験研究費、開発費を繰延資産として計上できる。</li> <li>研究開発費会計の適用は任意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験研究費、開発費を繰延資産として計上できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発費会計の適用が望ましいが、商法施行規則に従い、繰延資産として計上することもできる。</li> </ul>



報告書名	中小企業の会計に関する研究会報告書	中小会社会計基準	中小会社の会計のあり方に関する研究報告
キャッシュ・フロー計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成することが望ましい。</li> <li>作成が会社にとって当面は負担となる場合には、何らかの簡易な方法で、資金の動きを明解に把握することが望ましい。</li> </ul>	作成することが望ましい	作成する場合の様式を表示
計算書類の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>商法に基づき、遅滞なく公告</li> <li>商法上の公告として義務づけられている範囲以上の情報を積極的に開示することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商法に基づき、遅滞なく公告</li> <li>公告を義務づけられている計算書類は自社ホームページ等によるインターネットにより、不特定多数の者に公開する。</li> <li>商法上の公告として義務づけられている範囲以上の情報を積極的に開示することが望ましい。</li> </ul>	特に記載無し

- 1 基本的には株式会社だが、有限会社、合資会社及び合名会社も、当該研究報告を参考に会計処理することが望ましいとしている。
- 2 評価差額のうち評価差額がプラスの銘柄については当該差額を資本の部、マイナスの銘柄については当該差額を損益計算書に計上する方法もある。